

## 長い間ご使用になっていない貯金通帳・証書について

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態となっている貯金はありませんか？お忘れにならないよう、いま一度ご確認をお願いいたします。

このような貯金もお取引のJAにてお預かりしておりますので、引き続き「あんしん」で「便利」なJAのご利用をお願いいたします。

なお、残高1万円以上の貯金については、お取引の動きがない状態がおよそ10年になると、郵送によるお知らせもしていますので、お引越しの際は住所変更のお手続きをお願いいたします。

また、長い間お取引の動きがない貯金をお引き出す際は、JA窓口でお手続きが必要になる場合がございます。もしも、貯金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合には、ご本人が確認できる資料や口座の支所名や口座番号がわかる資料等が必要となります。

詳しくはお取引のJA窓口までご照会・ご相談ください。

山武郡市農業協同組合